

宇和島市選挙管理委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項、第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和6年3月1日

宇和島市選挙管理委員会委員長 土居 秋義

1	選挙権を有する者の総数	59,802人
2	選挙権を有する者の総数の50分の1	1,197人
3	選挙権を有する者の総数の6分の1	9,967人
4	選挙権を有する者の総数の3分の1	19,934人